

間の協力が困難なこと、そして依然として技術的なインフラが未発達なことが効果的な政策の開発を妨げている。しかしこうした困難の克服のため多大な努力がなされていることは指摘しておかなければならない。

- e. 法律と政策の施行に対するコントロールメカニズムの無力：ギリシャでは、子どもの保護と子どもの権利促進に関する多くの問題に対して法的関係は十分であるが、施行過程を保証するコントロールシステムが十分とは思われず、結果としてそうした法律や政策の効力が制限され、地理的、社会的に差がついたままである。コントロールメカニズムが政策施行の効果的手段となるために、すべての必要な条件（インフラ、人員、権能）を保障するようもっと注意を払うべきだと考える。
- f. 政策施行に当る人たちの政策に対する知識や理解が不十分であること：もし政策の実行に携る人々が政策がどういうものかを明確に理解せず、その目的や哲学を採り入れなければ、政策実行は困難なものになるだろう。ここで再び、問題に対してもっと注意が向けられるべきであると考え。
- g. 子どもと家族の状況に対する不十分な知識が、しっかりした基盤に基づいた政策の作成や、その影響の評価を妨げている。不十分な知識はまた子どもに有利な議論の発展をも妨げる。最近公表された **National Observatory for the Rights of Children and Young People** の資料は、子どもの状況についての情報を得るポイントとなるだろう。その情報は、新しい政策の計画と評価に非常に必要とされるものである。
- h. 不十分な評価メカニズム：評価メカニズムは政策実行に統合されることがあまりない。そのため政策の範囲、分布、効果についての重要な情報を利用することができない。そのようなメカニズムが存在して、政策を受ける側の声や意見、その他の実行過程の主要因が評価システムに取り入れられることが非常に重要である。
- i. 前章ですでに指摘したように、子どもと家族のための協力メカニズムが、政策作成や実行の様々なレベルで不十分である。そのようなメカニズムの不足が子どもと家族のための統合的行動計画の作成と実行を妨げている。

（3）政策実現への可能性

子どもと家族の生活改善の努力の前に立ちふさがる障害を認識することが、困難克服に向けての第一歩である。確かに、ある種の障害は特に克服が困難である。

しかしながら、次のようなことから可能性が考えられる。

- ・ 子どもの幸福と権利を促進するための政府の誓約。結局ギリシャ政府は、**Maastricht Treaty** の改正の際、子どもの権利を含む問題に関して明白な立場を取った数少ない政府のひとつであった。
- ・ 様々なレベルの政府のセクターの間で、子どもの権利の認識が増し、子どもを守り、彼らの幸福を増進するための努力が増えている。
- ・ 国の経済状況が改善される兆候があり、その結果、社会政策のための財源が増える可能性が増した。
- ・ 社会の様々な団体やセクターの間に、子どもを守り、生活状況を改善する必要性について幅広い同意があること、子どもと子どもに対する政策にかかわる問題に市民

社会がより多く参加するようになったこと（子どものNGOの増加）、そして社会に子どもの人権侵害についての認識が一主としてマスメディアを通して一生まれしたこと。

われわれはどのようにして前進すればよいのだろうか。どうやって可能性を現実に変えるのだろうか。どのように優先順位を決めるのであろうか。

前進するために、われわれは、一方で障害に対処し、他方で可能性を現実に変える必要がある。障害については以下の対処がすでになされているが、さらに発展させることができよう。

- ・ 子どもと家族のための予算の割当てを増やすため、もっと効果的に議員に働きかけることが必要である。この過程で、われわれは統計による情報を改善し、世代間における子どもの価値や、子どもに対する低い投資が長期に渡る損失となることを強調する必要がある。
- ・ 適切な訓練を受け、数も十分で、前向きな姿勢の職員が子どもへのサービスには絶対的に重要であると認められるように、あらゆるレベルでの努力が必要である。一般の融通が利かず人間味のない規則は、職員、特に居住ケアの職員の雇用手続きには当てはまらない。子どもに接して働く職員は、日常の業務においてもっと配慮や支援を受ける必要があり、彼らの要求は考慮されるべきである。
- ・ われわれはインフラや運営方法を改善する必要がある。そうすれば、われわれの目的がそのような要因によって妨害されたり遅れることがなくなるであろう。
- ・ われわれの子どもと家族に関する知識、他の国々で行われている有効な政策やすぐれた慣行についての知識を高める必要がある。われわれは参考となる子どもについての統計や、子ども及び家族政策の影響と評価に関する情報や、子どもと家族の利益に関する特別な問題についての調査データと分析をより一層必要としている。確かにこの分野では肯定的な進展がみられた。つまり、すでに述べた **Observatory** の開発や、子どもについてデータを収集するために行われた **the National Statistical Service** との議論である。
- ・ われわれはさらに法律や政策決定の「追跡調査」を続け、効果的な施行に必要なすべての条件（財源、コントロールメカニズム、人材、評価プロセス）が整うようにしなければならない。
- ・ われわれは子どもと家族のための政策を作成する中央レベルの団体間統合や、政策作成団体と実行団体間、そして政策実行団体間の統合を進めなければならない。特に地方政府はこの分野での役割が増しているため、統合、情報提供、訓練のメカニズムの支援が必要である。

他方、子どもの利益のため、さらに発展させることのできる可能性とエネルギーがある。

- ・ すでに述べたように、政府によって表明された、家族の幸福と子どもの権利を増進

するというコミットメントがある。これは、特に the National Observatory for the Rights of Children and Young People の発達に伴って表明された。その仕事のひとつに、the Council of Ministers で議論するために提出された a National Programme of Action for children の準備がある。

- ・ 同様に、子どもと家族についての問題に関して、主要国家団体だけでなく対立するすべての政党からの支援が表明されている。そういった支援がさらに活用され、開発されるであろう。
- ・ 市民社会に、進んで子どもを守り幸福を増進させようという意志がある。意志を表明した市民社会と NGO は、次に政策作成者にメッセージを伝えるよう奨励されるべきである。特に NGO は、全社会へのすぐれた実践例となる、非常に画期的な仕事に対して支援を受けるべきである。the Ministry of Health and Welfare によって導入された最近の法律第 2646/98 号により、すでに the Ministry of the voluntary organisation から資金援助のための役割、登録、手続きなどが提供されている。一方、the voluntary sector のための a special Directorate が省内に設立されている。
- ・ 最後に、多くのエネルギーと知識が、われわれの議論のターゲットであるグループ、つまり子どもたち自身の中にある。ギリシャでは、生活のある領域での子どもの参加がすでに制度化されているが、子どもの参加は彼らが属する生活のすべての領域に拡大され、さらに効力をもつようになるだろう。

社会のすべての部門が関与し、子どもの問題や「子どもにやさしい」社会が国の優先事項になれば、子どもの生活に真の変化をもたらされることは明らかである。それ故にわれわれは the European Economic and Social Committee の結論に同意する。それは開発戦略の中で、子どもを第一に優先する統合的政策を開発、促進するよう、国の行動計画に求めたものである。その戦略は、子どもの参加を制度化して促進し、また全世界との関わり、ならびに、社会のすべての部門及び政府のすべてのレベルにおける支援を基盤にしたものになるであろう。⁽²⁸⁾ われわれは、ギリシャ社会がここに記述された努力や兆候が示すように、政府の支援のもとにそのような方向に向かっていくものと信じる。

(表1)

ギリシャにおける離婚と結婚の選抜による統計 1965 - 1995 年

	離婚率 1000人当り	離婚	離婚した男 性の結婚	離婚した女 性の結婚
1960	0.3	2,463	1,560	1,191
1965	0.4	3,505	2,411	1,705
1970	0.4	3,492	2,388	1,765
1975	0.4	3,726	3,064	2,110
1980	0.7	6,684	3,199	2,197
1985	0.8	7,568	5,037	3,663
1990	0.6	6,037	5,281	4,246
1991	0.6	6,351	5,649	4,569
1992	0.6	6,154	4,440	3,745
1993	0.7	7,725	5,216	4,316
1994	0.7	7,675	4,810	4,020
1995	1.1	10,995	5,591	4,807

Source: EUROSTAT "Demographic Statistics 1997". Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1997

(表2)

EC における出生率 1960 - 1995 年

	出生 1000人当り
1960	18.3
1965	18.5
1970	16.2
1975	13.6
1980	13.0
1985	11.9
1990	12.0
1991	11.7
1992	11.5
1993	11.2
1994	10.9
1995	10.7

Source: EUROSTAT "Demographic Statistics 1997". Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1997

(表 3)

ギリシャにおける出産と出生率 1965 - 1997 年

	出生率 (1000人当り)	合計特殊出生率 (女性1人当り)
1965	17.7	2.30
1970	16.5	2.39
1975	15.7	2.38
1980	15.4	2.21
1985	11.7	1.68
1990	10.1	1.39
1991	10.0	1.38
1992	10.1	1.38
1993	9.8	1.34
1994	9.9	1.35
1995	9.8	1.32
1996	9.6	1.30
1997	9.7	1.32

Source:

a)EUROSTAT "Demographic Statistics 1997". Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1997

b)EUROSTAT "Statistics in Focus: Population and Social Conditions" No 9, 1998

(表 4)

ギリシャにおける 0 - 14 歳の子どもと 65 歳以上の成人の割合 1965 - 1996 年

	0-14 (%)	65+ (%)
1965	26.7	7.6
1970	24.2	11.1
1975	24.0	12.1
1980	23.1	13.2
1985	21.1	13.4
1990	19.5	13.7
1991	19.1	13.9
1992	18.6	14.3
1993	18.1	14.6
1994	17.6	15.0
1995	17.1	15.3
1996	16.6	15.8

Source: EUROSTAT "Demographic Statistics 1997". Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1997

(表5)

16 - 18 歳の子供は家庭内や学校環境の中で自由に意見を述べる権利をもち、さらに次のような彼または彼女の意見が尊重されるよう要求すべきか否か。

		親の回答			総計*
		意見を述べる権利はない %	意見を述べる権利がある %	彼または彼女の意見が尊重されるよう要求する権利をもつ %	
1.	彼または彼女の服の着方	1	68	30	100
2.	彼または彼女が好む食物	2	78	19	100
3.	彼または彼女が好きなゲームや本	-	53	45	100
4.	彼または彼女がもちたい友だち	2	60	35	100
5.	彼または彼女が見るTV番組の時間的長さの種類	4	70	25	100
6.	彼または彼女が寝る時刻	3	68	29	100
7.	彼または彼女が聞く音楽	-	49	49	100
8.	彼または彼女が外出から家に帰る時刻	18	78	4	100
9.	彼または彼女が休日に友だちと出かけるか、親と出かけるか	19	73	7	100
10.	両親が離婚した場合に彼または彼女が誰とひとりに暮らしたいか	2	36	61	100
11.	家から離れて暮らさなければならぬ場合、彼または彼女がどの環境で暮らしたいか	2	49	48	100
12.	彼または彼女の教育についての決定	-	37	62	100
13.	彼または彼女が学校を続けるか、働くために学校を去るか	5	65	29	100
14.	彼または彼女が生涯において働く仕事	1	28	71	100

* パーセンテージの合計がちょうど100%にならないのは回答がない場合である。

Source: Georgouli I., Handanos G., Hatzivarnava E., (The perception of adolescents and their parents regarding children's rights and obligations), National Welfare Organisation, Athens 1997

注記

1. Moussourou L. "Changes in family life: effects on the care and protection of the child" in National Welfare Organisation "Child Protection and Care - Trends and Prospects", Papisissis, Athens 1994
2. Katsikas Ch., Kavadias G.K.に報告された Kothali - Kolokouri C.の調査 (2000 年を前にしたギリシャの教育), Gutenberg, Athens 1996. 及び Georgas D. Belevegas E., Giannitsas N. (通学児童と、lyceum、スクールオリエンテーションプログラム及び大学の学生の経験、姿勢そして期待), Counseling and Orientation Review, No. 18-19, Oct-Dec. 1991.
3. Teperoglou A., Balourdos D., Myrilakis G., Georgiopolou M. (Thessaloniki 管轄区に住む若者のアイデンティティ、特徴及びニーズ)、未刊の調査結果、1996 年。
4. Tzoumaka - Bakoula Chr. (ギリシャの家庭における、子どもへの体罰の頻度), in National Welfare Organisation "Family and Family Policy in a Changing World", Eptalofos, Athens, 1997.
Paritsis N., Pallis D.J., Lycetsos G., Phylactou C., Sarafidou E., Vrachni F. "School delinquency and behaviour in children's personality and attitudes", the First European Conference on Child Abuse and Neglect, Rhodes, 1987 に提出された論文。
Georgouli I., Handanos G., Hatzivarnava E. (子どもの権利と義務に対する、若者及びその親の認識), National Welfare Organisation, Athens 1997.
5. 1998 年にギリシャの the National Welfare Organisation によって行われた、子どもは社会が彼らに対してどのくらいやさしいと考えているか、についての未刊の調査結果。
6. Georgouli I., Handanos G., Hatzivarnava E. 前掲書。
7. Moussourou L. 前掲書。
8. EUROSTAT "Demographic Statistics 1997", Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1997.
9. National Statistical Service of Greece "Statistical Yearbook of Greece 1994, 1995", Athens 1996.
10. EUROSTAT "Statistics in focus: Population and social conditions", 1997, No. 3.
11. EUROSTAT "Statistics in focus: Population and social conditions" 前掲書。

12. 国連児童権利会議(1996年アテネ)に関する国別レポート作成のための、the Ministry of National Education and Religious Affairs による報告書からの引用。
13. European Observatory on National Family Policies “A synthesis of National Family Policies 1995”, Commission of the European Communities, 1996.
14. National Statistical Service of Greece “Survey on Household Expenditure and Income 1993 - 4”, Athens 1995.
15. Kavounidi I. (高齢者と非公式支援ネットワーク：世代間における財及びサービスの循環) in Kotzamanis V. et al (高齢化と社会), National Center of Social Research, Athens 1996.
Georgouli I., Kondyli D., Handanos G., Hatzivarnava E. (世代間の連帯：ギリシャの家族における、高齢者と若者の関係及び相互支援) in Kotzamanis V., 前掲書。
16. EUROSTAT “Labour Force Survey - Results1996” Office of Official Publications of the European Communities”, Luxembourg 1997.
17. 12 参照。
18. 1996年にギリシャの the National Welfare Organisation によって行われた未刊の調査データ。
19. the Ministry of National Education and Religious Affairs より提供された未刊のデータ。
20. the Ministry of Health and Welfare により提供された未刊のデータ。
21. the Ministry of Health and Welfare により提供された未刊のデータ。
22. 12 参照。
23. 12 参照。
24. the Ministry of National Education and Religious Affairs により提供された未刊のデータ。
25. the General Secretariat for Youth により提供された未刊のデータ。
26. the General Secretariat for Youth により提供された未刊のデータ。

27. Étude entreprise par l'Organisation nationale de protection pour la préparation du présent rapport.

28. 子どもに対する搾取及びセクシュアルツリーズム追放運動に関する the Economic and Social Committee of the European Communities の意見書、Brussels, 2 July 1998.

報告書作成に当り使用した参考文献

- a. 法テキスト（法律、大統領命令及び大臣決定）
- b. 国連児童権利会議（the U.N. Convention on the Rights of the Child）のための国別リポート作成に関する関係省庁の報告書
- c. 「子どもにやさしい社会に向けて」のテーマ（the Conference of European Ministers responsible for Family Affairs 第26セッション）の国別リポート準備のためにわれわれが作成した、半ば枠組みの作られた質問紙に対する関係省庁の回答書。

第5章 英語圏諸国

分担研究者 釜野さおり

I. はじめに

II. 国別研究：ニュージーランド

1. 出産・育児休業制度
2. 育児サービスとその利用状況
3. 出産・育児を支えるさまざまなサービス
4. 家族と育児の実態—インタビューから—
5. 出生・結婚・労働動向（資料）

III. 国別研究：アメリカ

1. アメリカにおける出生と労働—政策的視点から—
（ロバート・ドラゴ、エイミー・バーナー）
2. 育児サービスの利用状況
3. 子どもにかかる費用

1. はじめに

今年度は、ニュージーランドとアメリカについて研究を進めた。ニュージーランドについては、出産・育児に関わる制度、育児サービスとその利用状況、出産・育児を支える様々なサービスのあり方をまとめ、出生・結婚・労働動向の統計資料を整理した。また、現地訪問により、実際にその社会環境の中で子育てをしている人へのインタビューを行なった。

アメリカについては、Urban Instituteにより1997年に実施されたNational Survey on American Families 調査結果をもとに、育児サービスの利用状況をまとめ、さらに、United States Department of Agriculture で計算されている子どもにかかる費用に関する資料を整理した。また、ペンシルベニア大学のロバート・ドラゴ、エイミー・バーナーに協力を得て、アメリカにおける出生を、労働政策など広い意味での政策との関連を分析した。

なお、今年度の研究から得られた主な知見は、次の通りである。

◎ニュージーランド：

- ・ 出産あるいは養子の迎え入れに際し、52週間の無給の休業が保障されているが、同じ雇用主のもとで12ヵ月間以上、週10時間以上働いている人に限られている。利用状況についてのある調査によると、3分の1が、条件を満たしていても、取得していなかった。また、実際は正式文書なしでの運用や申請資格に関しては、運用はフレキシブルに行なわれている。休業取得の条件、権利、内容などの認識は、低い。現在無給である育児休業について、14週間を有給にしようという動きもでてきている。
- ・ 育児サービスの利用状況については、主に1998年に実施された保育調査の結果を引用した。就学前年齢の子どもの6割、就学年齢の子どもの2割は、なんらかの早期子ども教育を受けている。就学前に付いて述べると、19%が幼稚園、17%が保育所を利用している。無報酬の親類によるケアを利用しているのは1割であった。
- ・ 母親の働いている就学前の子どもでは、63%がフォーマル・ケア、28%がインフォーマル・ケアを使い、23%はどのサービスも使っていなかった。15%の母親は、育児サービスやケアへのアクセスがないことが働くことへのバリアになっていると答えていた。
- ・ 1996年の国勢調査によると、女性の労働力率は56%、男性では74%である。子どものいることが母親の労働参加への足かせになっていることが明らかである。1歳未満の子どもをもつ女性の就業率は37%であるが、子どもが13～17歳の母親では、78%となっている。また、5歳未満の子どものいる母親は、5歳以上の子どものいる母親に比べ、パートタイムの率が高い。
- ・ オークランド市に限っての情報であるが、不妊に関するサービス、妊娠・出産に関わるサービス、出産後のサービス、養子・里親・1人親サポートのサービスなど、出産や育児を広く支援する様々な組織・団体が存在している。
- ・ 実際に子どもを育てている女性4人と男性1人および20代の女性1人の計6人へのインタビューを実施し、①すでに子育てに一段落している女性たちの代は、出産を機に仕事をやめ、子どもが学校に行き始めてから復職したこと、②復職の際、10年以上のギャップがあっても、専門を生かした職についていること、③女性が主となって家事を担っているが、男性は食事のあとかたづけ、修理などは行なっている。また、子どもが大き

- くなつてからは、食事のしたくや掃除洗濯を含め、男性の担う分が多くなつていること、④子どもは家族の一員として小さいうちから家事を行なつていること、⑤父親は夕食前には家に帰つており、子どもと過ごす時間は重視され、小さな頃から世話をしてきたこと、⑥子どもの経済的コストはほとんど認識されていないことが、浮かび上がった。
- ・出生動向は、1955年以降、出生率は上下を繰り返してきたが、大きく見ると下降傾向にある。しかしTFRのこれまでの最低地は、1998年の1.91で、1999年には2.00に戻つている。

◎アメリカ

- ・ドラゴ・バーナー論文で、1960年以降の出生率の低下と女性・母親の就業率の上昇と高学歴、就労している女性の急激な出生率の低下と晩産、それと関連しての生殖医療の利用の増加に焦点をあて、現状の政策的対応、今後のための提言を行なつている。彼らは、妊娠を先延ばしにすることによって生じる医療コスト、技術を持つ未来の労働者の供給、高齢社会を支えるための若い雇用者の確保の面から、出生率の上昇と子どもを産む時期の遅らせを減らす、という政策も、合理的なものであると主張し、そのためには、政策的対応も意味のあるものだと見ている。
- ・いくつかのオプションの中で、男性であっても女性であっても雇用者が子どもに対して十分にエネルギーをつぎ込み、かつキャリア面でも発展できるように、現在多くの女性を不利にしている「理想の職業人」の規範を変えていくことが必要だと提案している。また、現在の企業のありかたは、Family-responsive policiesを掲げているところが多いが、その利用率は、「理想の職業人」規範のために、低いことも指摘している。
- ・アメリカの育児サービス利用状況については、働く母親に限ってみると、乳幼児の73%が親以外によるサービスを受けており、そのうち27%が親戚、22%が保育所、17%が家庭保育所、7%がベビーシッターであった。
- ・州別による分析もなされており、全体をみるとセンター（保育所など）タイプが最も多く使われているが、例えば、ミシシッピやアラバマ州ではセンタータイプが6割と特に高く、逆にカリフォルニアやウィスコンシンでは3割と低いなどの違いが見られる。
- ・保育時間についても、カリフォルニア、マサチューセッツ、ワシントンではフルタイム保育を受けている子どもの割合が低く、ミシシッピやアラバマではフルタイムが多いなどの違いが見られた。
- ・1999年の子どもにかかる費用の資料によると、子育て費用は、収入レベルによってかなり違っている。子どもの年齢にもよるが、低収入家庭（税込み収入36800ドル以下）の場合は6080～7150ドル、中収入家庭（税込み収入36800～61900ドル）の場合は8450～9530ドル、高収入家庭（税込み収入61900ドル以上）の場合は12550～13800ドルであった。
- ・子どもにかかる費用のうち、一番大きく占めているのは住居費である。どの収入レベルでも33～37パーセントを占める。次に大きな割合を占めているのは食費で、子育て費用の15～20パーセントである。

◎研究結果からいえること

日本においても、ファミリー・フレンドリーという言葉はよくきかれるようになった。現に、日本労働研究機構が上場企業と店頭登録企業 3487 社を対象に実施した調査によると、日本において「ファミリー・フレンドリー」を重視している企業は、回答のあった 165 社の半数近くに上るとのことである。しかし、従業員の間で関心が高まっているか、という質問ではそう思うとの回答は 3 分の 1 であったと報告されている（朝日新聞 2001.5.11）。アメリカについてのみの研究ではあるが、ドラゴとバーナーらの論文からは、表面的によい制度を作るだけでは不十分であり、個々人の考え方や価値観がそれを受け入れ、仕事中心の生活をする人のみに価値の置かれること自体が変化して初めて「制度」が機能することが読み取れる。この知見は、アメリカとは違う意味で制度が不十分である日本にとっても重要であり、単に制度をつくり導入することにのみエネルギーを注ぐのではなく、教育や社会運動を通して、働き方に対する意識の変容への試みが、制度の確立と同時進行する必要があると考えられる。

最終年度は、イギリスやオーストラリアなど、これまでの段階で基礎資料を収集していない部分を補充しながら、可能な範囲で、英語圏諸国の特色を分析し、まとめることとする。

II. ニュージーランド

1. ニュージーランドにおける出産・育児休業制度

ニュージーランドの Parental Leave and Employment Protection Act 1987 (PLEPA) では、出産予定の女性およびその男性パートナー（雇用されていれば）が、両親休業を申請することができる。これは、5歳未満の子どもを養子に迎える場合にも適用する。休業の内容は以下のとおりである。休業は父親と母親で分担でき、合計52週間までに限る。また、休業中は無給である。1987年にPLEPAが国会に提案された際、両親休業を有給にする法案が提出されたが、コストが高いということで議会に拒否され、現在の無給の制度が採択された。

(1) 休業の種類

- ・ 特別休業：10日以内の休業。出産休業開始前の期間で、妊娠に関わる理由による休業（妊産婦検診など）。出産休業および長期休業の最長52週間に加えて取得することができる。
- ・ 出産休業 連続最長14週間。出産予定日あるいは養子迎え入れ予定日の6週間前から取得することができる。場合によっては、それ以前から取得することができる。
- ・ 父親休業： 出産予定日・養子迎え入れ日の前後2週間連続の休業。出産および長期休業の最長52週間に加えて取得することができる。
- ・ 長期休業： 出産あるいは養子迎え入れ後の12ヶ月以内の合計52週間（出産休業の取得日数を引いた日数）。両親のどちらが取得してもよいが、合計は52週間以内でなければならない。父親と母親は、同時に休業をとることも可能である。すべての休業は、子どもが1歳（あるいは養子迎え入れ1年以内）になるまで取得できる。

(2) 休業取得資格：

出産する人とそのパートナーに取得資格がある。5歳未満の養子を迎え入れる人にも資格がある。同じ雇用主のもとで、週10時間以上、12ヶ月間以上働いてきた人に限る。この条件を満たせば、複数回取得することができる。

(3) 雇用の保障：

休業が4週間以下の場合、その期間中ポジションを空けておくことが雇用主の義務となっている。それ以上の期間の場合も、通常は空けておく義務がある。ただし、雇用主が、その職を、キーポジションで、一時的な雇用で済ますことができないため、4週間以上空けておくことは不可能だ、と判断する場合もある。雇用者は、それに対し異議申し立てをすることができる。その場合、雇用主は、それがキーポジションであることを証明しなければならない。（ほとんどの場合、雇用主による「キーポジション」の証明は困難である。）

もしそのポジションを空けておくことができず、他の人を雇用した場合、休業終了後6ヶ月以内に、空いているポストまたは、前のものと同様のポストを与えなければならない。

休業の申請や取得にあたって、解雇されることは禁じられている。妊娠や妊娠中の疾患

を理由に解雇されてはならない。両親休業取得の資格を持たない女性は、この条項を使うことができる。(あるいは労働契約法 1991 や人権法 1993<妊娠・出産に関連するものも含む性差別禁止法>、雇用関係法 2000 を活用することができる。)

(4) その他の雇用契約

上記の法的に定められている最低限のものに加え、個々の雇用契約によって、権利やベネフィットが与えられることもある。ただし現状は、雇用者の6%がカバーされている契約に両親休業が記されておらず、67%に適用される契約では、簡単に記されている。雇用者の27%については、詳細が記されている。

詳細が記されているうちの76%は、PLEPAと同じ条件である。24%(市政府関係や教育関係)については、それまでの雇用期間が12ヶ月より短くても、ある程度の休業を取ることができるなど、多少よい条件となっている。19%の人については、規定よりも長期の休暇が取れるようになっている。しかしこの場合も、休暇後6ヶ月働いた後に事後支給される、あるいは3日間の有給休暇が与えられる、というものである。

全体では、雇用者の79%がPLEPA規定どおり、20%がそれ以上のものになっているが、具体的に契約に書かれていない。1%は、PLEPA規定以下の契約となっている。

(5) 育児休業の取得状況

では、実際にこの制度はどの程度利用されているのだろうか。それに関して、1994年、つまり現行の育児休業制度の設立から7年経過後に、労働省によって小規模(n=778)ではあるが調査が行われた(Industrial Relations Service, Department of Labour, 1996)。出産あるいは養子迎え入れの3ヶ月前の時点で雇用されている人を対象とした。休業申請前の12ヶ月間以上連続で雇用され、最低週10時間以上勤務している、という休業取得の条件を満たしている男女は83%であった。そのうちの3分の1が、正式文書での契約に基づいて休業を利用した。文書ではなく、口頭申請での利用は17%、条件を満たしていても申請しなかった人が32%であった。条件を満たしていなくても口頭あるいは文書申請により、休業を利用した人も8%いた。つまり、条件を満たさずに利用した人と正式文書による申請手続きを踏まずに利用した人が合計25%あったことになり、実際の運用の柔軟性を表しているともいえる。

その利用は、父親と母親で大きく異なっている。条件を満たしていても利用しない父親は49%、口頭申請は23%、文書での申請は15%、母親の方は、利用しない人が22%、口頭申請が12%、文書申請が45%である。つまり、正式に文書による申請をして取得したのは、母親に多くなっている。休業取得の期間にも、男女差が大きく、男性の82%は2週間以内であったのに対し、女性の59%が1年間の申請をしていた。

また、年齢、収入、職業などによって、取得や申請方法が異なっている。年齢の高い母親では、文書契約が多い(25~30歳で39%であるのに対し、31~35歳では58%)。男女とも、世帯収入が30000ドル未満の男女で、文書申請が少ない(母親では26%、父親では11%、\$50~70kの場合、母親の65%が文書申請)、公務員(女性で76%、男性で24%)の方が民間(たとえば事務系の女性で44%、男性で17%、販売、ホテルなどで女性は18%、男性は10%)より多くが文書契約をしていた。また大きな組織(従業員100人以上)に

勤務する人のほうが文書契約をしている人が多かった。一人親のほうが、休業を取らない傾向がある。

この調査では、育児休業についての知識と認識についてもたずねている。どのようなタイプの休業があるか、という質問について、男性は、調査の説明で調査員が述べた両親休業以外の休業をひとつもあげることができなかったが、母親では43%が出産休業をあげていた。

最長で12ヶ月間の休業を取れることを知っていたのは女性58%、男性17%、父親も母親も取れることについては女性6%、男性3%、3ヶ月前に申請する旨については、母親22%、父親6%、12ヶ月間勤務していることが条件であることについては、母親55%、父親28%、週10時間以上の勤務していることが条件であることは母親2%、父親では0%であった。つまり全般的に休業制度がよく知られていないことがわかる。実際には、かなり柔軟に運用されており、法で定めたとおり3ヶ月以上前に申請したのは、女性55%、男性17%であったが、それを過ぎての申請は可能だった。また、申請が困難だった、と回答しているのは、男性5%、女性3%にとどまっている。

取得時の契約内容、また取得後の状況について見てみると、まず、休業を取得した母親については、84%が休業前の職に戻るとの契約を交わしたが、それ以外の16%の人については、そのような契約を結べることの知識がなかったとのことである。

女性の32%、男性の73%が、何らかの形で休業にあたって給与を受けた。文書契約をした人の方が報酬を受ける場合が多い。収入を得た女性の51%は、30~42日分の給与をもらい、大抵の場合、復帰して6ヶ月後の受給であった。父親については、1~2週間の給与が最も一般的だった。

休業申請の理由（複数回答）は、女性では、働きたいから（32%）、経済的に復帰する必要があると思われるから（37.7）、万が一復帰したくなったときのため（34.1）、キャリアを保持したいから（20%）などが主な理由となっている、男性は、パートナーのサポートになりたいから（81.9）、子育ての手伝いをするため（43.6）が主な理由で、自分の子どもと一緒にいたいから、というのは2%のみであった。

特別休業を取得したのは、母親で14%のみ、出産休業も、ほとんど使われていない。育児休業を取得した母親の24%が、出産前に休業をとったが、通常の有給休暇を使っていた。その期間は、44%の母親で4週間未満の取得であった。

復職した人は、経済的なことを理由に挙げている。「家族のためのお金が必要だから」との回答した女性は65%、「自分のためにお金が必要だから」が16%で、経済的な理由を挙げた人は、申請時よりも多かった。また、仕事のよい面をあげた人も多く、「働くことが楽しいから」が32%、「キャリアを続けたいから」が20%、「仕事と関わっていたいから」が11.6%、「家にいる生活が不満だったから」が12.5%であった。「フレキシブルに働ける職場が見つかったから」と回答した人も13.8%いた。また、職を変更した人については、39.8%が「よりフレキシブルな勤務時間」を変更の理由にあげた人が多く、40%であった。

申請した期間よりも早く復職した女性も多い。59%が一年申請していたが、実際に1年間休業した人は10%であった。逆に、文書契約した母親でも13ヶ月以内に職場に復帰せ

ず、そのまま家にとどまった人も 35%いた。

復帰後の職場状況を見ると、13 ヶ月以内に復職した女性では、82%が同じ勤務先に、また 58%が全く同じ条件での雇用であった。雇用条件が変わった女性では、一番多いものが、勤務時間を減らす (75%)、責任が少ない職 (18%)、勤務地の変更 (14%)、責任の多い職 (12%)、となっている。87%は、その変更になんら問題を感じていなかった。一方、父親については、職の変更はほとんどなかった。もともと取る期間が短いことが大いに関連している。

休業を申請しなかった人を見ると、母親のあげた理由で一番多かったのが「子どもと一緒に家にいたい」で 54%。次に多いのが「取れる条件を満たしていない」が 12%、「考えもしなかった」が 8%、「知らなかった」が 6%となっている。しかし、休業を申請しなかった人でも、31%は経済的な理由から再就職している。

父親の休業を取らなかった理由は、「通常の休暇を使った」が 39%、「知らなかった」が 27%、「考えもしなかった」が 25%、「パートナーが家でハッピーだから」が 18%、「無給の休業をとることが経済的に無理だった」が 17%となっている。

回答者からは、現在のシステムに特に問題はみられないが、もっと情報がほしいとのコメントがあった。育児休業に所得保障をして欲しいとの意見は、8%の母親から出された。この調査から、認識が低いこと、あまり厳格に実施されていないこと、また、子どもと一緒にいたいと考える女性が非常に多いことがわかる。また働く人は、経済的なことが主な理由になっている。

(6) 再就職に関わるファクターについて

さらに、出産後の就職状況を把握するために、出産後の再就職に関わる要因を分析した結果をみってみる。Hillcoat-Nalletamby, et al, 1998 によると、出産年齢がひくいこと、何人目のこどもであるか、以前の就労状態も関連している。マオリも、パケハ (ヨーロッパ系) のどちらも、以前の就労年数が 5 年以上の場合、就労年数が 2 年未満の人に比べて 3 倍の割合で再就職している。さらにパケハについては以前の就業年数が 6~10 年の人は、2 年未満の人に比べ、5 倍高かった。また、有給でも無給であっても、育児休業をとった人のほうが、出産前 9 ヶ月前以前にやめた人にくらべ、20 倍以上の確率で再就職していた。

保育施設へのアクセスによる違いも、マオリとパケハ双方に見られ、パケハでは 50%の違い、マオリでは 2 倍の違いである。インフォーマル支援の重要性も見られ、核家族以外の家族メンバーがいるとパケハの就労率が高くなっている。1 年以内に 4 分の 1 が、5 年以内には半数が労働市場に戻っていた。

New Zealand Women Survey, 1995 の結果によると、出産後の女性の労働力への参入状況は、次のとおりである(Hillcoat-Nalletamby, 1999)。

調査対象となった子どもの出産後の母親の就労割合

期間	マオリ (%)	マオリ以外 (%)
3 ヶ月後	6	8
6 ヶ月後	13	13
1 年後	24	25
2 年後	36	34
3 年後	42	40
4 年後	47	46
5 年後	54	55
6 年後	58	60
7 年後	58	60
8 年後	61	68
9 年後	61	68
10 年後	61	68

(7) 有給の育児休業を求める動き

上(‘5’)で紹介した1994年の調査では、育児休業が無給であることを、あえて不満としてあげる人が少なかったが、2001年現在では、育児休業を有給にしようとの運動も行われている。現状では、公務員のみならず、休業明けの6ヶ月後、6週間分の給与が支給されている。また、金融業界のいくつかの企業では、父親に3日間の有給休暇、Levene's, Woolworths, K-martなどの企業では、女性に2週間の有給休業を与え、Fisher and Paykelでは両親休業を取る人に80時間分の給与を支払っている。しかし、個々の企業における制度は限られており、両親休業とのかかわりで、なんらかの形で支払いを受ける女性は、全体の17-19%以下にとどまっている。休業が無給であること以外でも、パートタイムや臨時雇用の人には、休業を取る権利がないことも大きな問題である。(1991年のデータによると、この法が適用するのは、雇用されている女性の67-77%にとどまっている。)

女性省のアン・クラーク氏へのヒアリングによると、有給の育児休業については、非政府組織がいろいろと運動をしており、政策的なアジェンダには入っているが、政策にはなっていないとのこと、また、どのような枠組みで政策化するのかは、2月初旬の段階では、全くわからないが、ある程度はアクティブにそれについても考えている。彼女のみたところでは、今の休業についての議論では、ILOの批准を意識していると思われる。両親休業は、持ちあがったり、取り下げになったりを繰り返している。今、現在の政府の2年目だから、どうなるかわからないとのことである。

彼女のいうように、休業が無給であることは、特に女性たちの間で問題視されており、父親と母親のどちらでも取得できる14週間の有給休業を取り入れる運動が起こっている(Campaign for Paid Parental Leave)。これらの運動では、他国と比較してニュージーランドの制度が不十分であることを示す資料の作成、各市の女性センター、関連機関、ホームページなど様々な所での署名などを中心に活動を進めている。また、2001年3月8日のInternational Women's Dayでのデモ行進が行われ、オークランド市では200人の参加を得たとのことである(Gossip, 2001)。これらの効果もあつてか、Helen Clarke首相

は、「段階的に、14 週間の有給の両親休業にする」と宣言した。しかし、すべての親に権利が与えられるのか、いくら支給されるのかについては、まだ回答していないとことで、運動では、早急に 14 週間の有給両親休業を設定し、男性の平均収入の同額を支給することを要求していくとのことである。

以上、ニュージーランドの出産・育児支援制度の現状とその動きについて、まとめた。ヘレン・クラーク内閣での今後の動きに注目したい。

2. 育児サービスとその利用状況

保育について

保育は、いくつかの省の管轄になっている。教育省では早期教育の視点から、労働省は保育関係者の労働環境、厚生省は子どものケアという視点からみている。これらを総合して、何が問題かをさぐるのはとても大変である。保育を働く女性の助ける、との視点から扱ったり、子どもの発育という面からみて、かつ子どもの健康ということを考えていたりするため、「政府」としてははっきりとした視点はないとのことである（女性省、アン・クラーク氏とのヒアリング）。認可システムがあり、早期教育の認可は、教育省でやっている。幼稚園の管轄は2-5歳くらいで、乳幼児は厚生省、3~6ヶ月の子どもの預かるナーサリーもある。アン・クラーク氏によると、親がどれを選ぶかについては、一概にいけない。経済的なこともある。人によっては、24時間家にいるのはいやだから、働きに出る場合もある。仕事に戻るのが待ちきれない人もいるし、仕事に戻るつもりでいても、いざとなると子どもを置いていくのがとても大変だという人もいる。ですから、一番いいのはフレキシブルで、いろいろな人のニーズを満たせることが望ましい、と考えている（女性省、アン・クラーク氏とのヒアリング）。

ニュージーランドの育児サービスは、フォーマル・ケアとインフォーマル・ケアに分類されており、前者には、幼稚園、プレイ・センター、ティ・コハンガ・リイオ（以下KR）、太平洋諸島早期子どもセンター（以下PIECC）、保育所、プレイ・グループ、学校前と放課後のケアプログラム（以下OSCAR）、家庭保育所が含まれる。インフォーマルケアには、その他のものすべてが含まれている（きょうだい、祖父母などの家族、近所の人、友人などによるケア（無報酬、報酬）、ベビーシッター、ナニーズ、チャイルド・マインダーなど）。ただし、お稽古事、寮、病院、合宿などは含まない（保育調査、pp. 61-62, p. 69）。

フォーマルケアのタイプ、利用できる子どもの年齢、利用時間の一覧：

サービスタイプ	年齢	時間	管理	その他
幼稚園 Kindergarten	3歳~ 5歳	週に数回は全日の所ある。小さい子どもは週3回午後、大きい子どもは週5回午前	幼稚園協会 Kindergarten Association	ほとんどが、国の組織とつながりがある。
プレイ・センター Playcentre	乳児~ 就学年齢	週10回まで	共同保育。親が管理と監視の責任を持つ	地域レベルで組織され、国の組織にリンクされている。
Te Kohanga Reo	新生児~ 就学年齢		地域の whanau グループによって管理。Te Kohanga Reo National Trust にリンク	マオリ言語と文化を保持するため
太平洋諸島早期子供センター Pacific Islands early Childhood Centre		週1度の集まりからフルタイムケアまで		太平洋諸国の文化と言語保持と発展のため
保育所 Childcare Center	新生児~ 就学年齢	全日、フレックス、または飛び入りもある。		私立幼稚園、クリーチズ、幼児センター、プリスクール、モンテソーリ